

当面の対策について

当面の対策について

保 護 局

- 重大再犯事件の再発防止に向けた検証システムの強化策
- 保護観察中の所在不明者の調査の充実
- 法務・厚生労働省の連携による刑務所出所者等に対する総合的就労支援対策
- 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施
- 更生保護施設における基本処遇モデルの策定
- 更生保護施設における酒害・薬害教育プログラムの策定
- 保護司適任者の確保に向けた施策の推進

重大再犯事件の再発防止に向けた検証システムの強化策

重大再犯事件の再発防止に向けた検証システム

統計の充実

○統計の充実による事例分析の強化

統計の取り方等をより一層充実させることにより、重大再犯事件の原因等に関する分析を強化する。

効果的な検証システムの充実

○重大再犯事件の原因分析・検討のための効果的な検証システムの充実

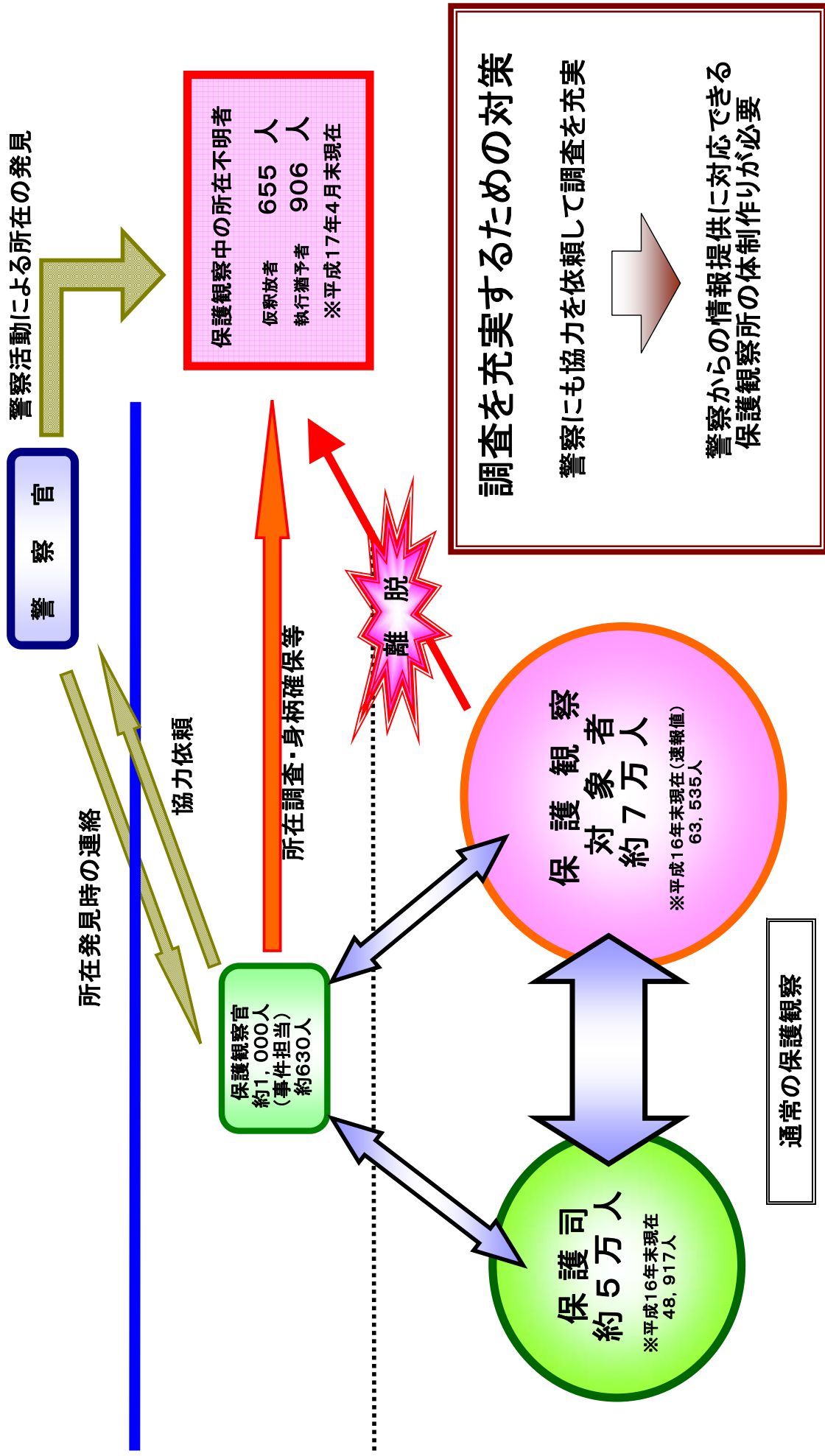
重大再犯事件の原因を分析・検討し、保護観察官及び保護司がその後の処遇に活用していくためのより効果的なシステムを充実させる。

内部監査の充実

○重大再犯発生時における内部監査の充実

地方更生保護委員会による保護観察所に対する特別監査をより実効的なものとする。
また、必要に応じて、保護局による直接の監査を実施する。

保護観察中の所在不明者の調査の充実



法務・厚生労働省の連携による刑務所出所者等に対する総合的就労支援対策

法務省

矯正局

- 社会適応訓練の実施
- 就労支援スタッフの導入
- 刑務作業契約企業等を中心とした協力雇用の開拓
- 雇用情勢に応じた職業訓練の実施による技能・知識の習得（ホームヘルパー科など）
- 刑務所とハローワークをインターネットテレビ電話で結んだ遠隔企業説明会等の試行実施
- 出所者に対する職業訓練に関する調査

保護局

- 就労意欲の向上・職業選択・就職活動方法・就労継続等の就職指導の充実
- 更生保護施設の体制整備による保護の積極化
- 就労支援担当官（保護観察所）、就労支援補助員（更生保護施設）による就労支援プログラムの実施等
- 積極的広報、ネットワーク整備による協力雇用の開拓
- 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関による刑務所出所者等就労支援事業都道府県協議会等の開催
- 就労支援事業（身元保証人関係）に対する補助

在所・在院中の支援

連携の強化

出所後等の支援

厚生労働省

職業安定局・職業能力開発局

- ハローワーク職員による職業相談、職業紹介及び職業講話の実施
- ハローワーク作成の「就職ガイドブック」の配布
- ハローワークからの求人・雇用情報の提供
- 刑務所とハローワークをインターネットテレビ電話で結んだ遠隔企業説明会等の試行実施

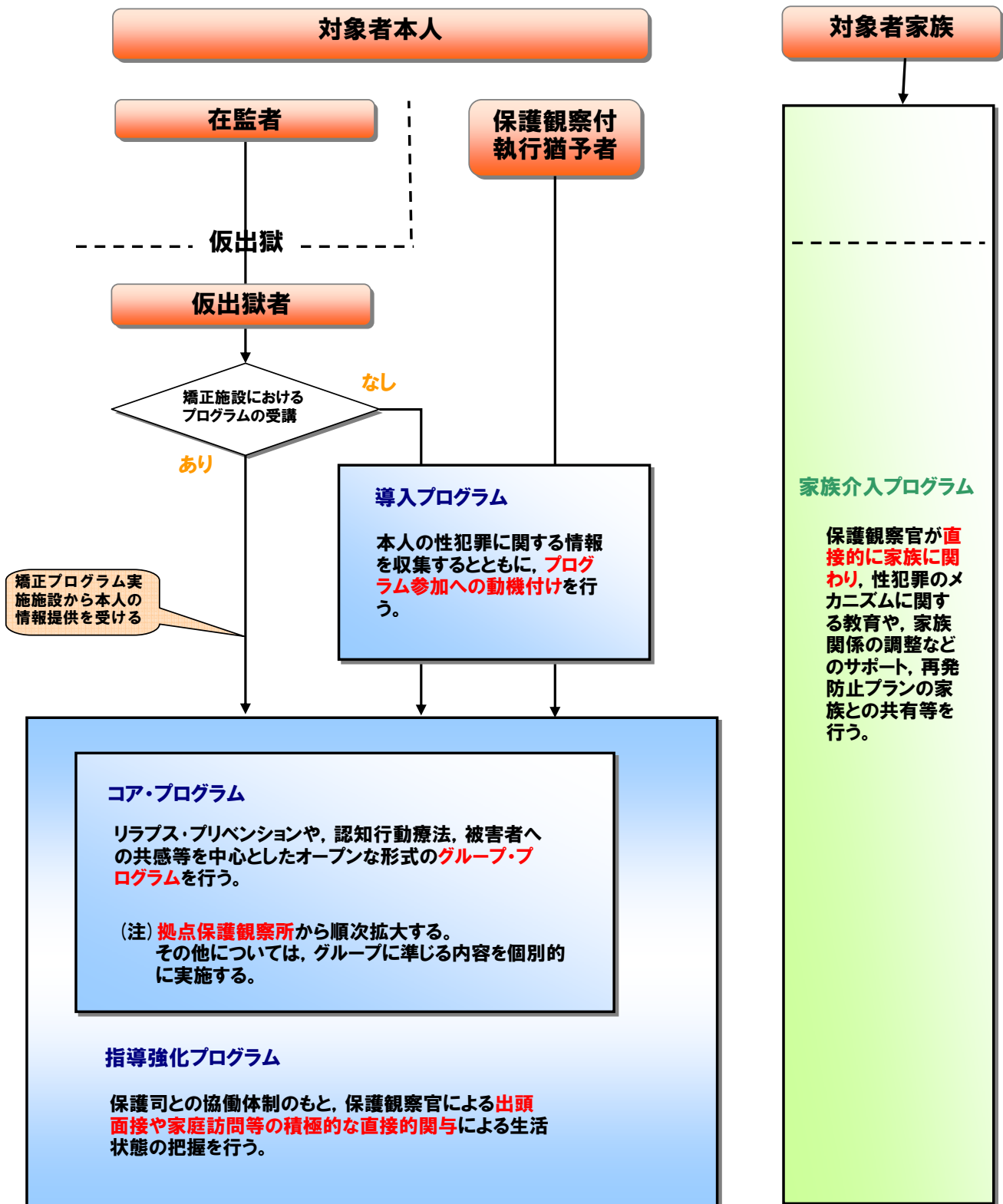
○ハローワークの職業相談体制の強化

- ・ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・公共職業訓練の受講あっせん
- ・協力雇用主等を対象とした求人開拓等
- ・職場適応・定着支援

○社会的自立推進機関を通じた就労支援の実施

- ・職場体験講習の委託
- ・試行（トライアル）雇用奨励金の支給
- ・セミナー・事業所見学会の実施

保護観察所における性犯罪者処遇プログラム実施概要



- (注) 1 「認知行動療法」
不適切な行動パターンや誤った認知（考え方の癖、価値観、こだわり）によって問題が起こるという考えのもと、様々な方法を用いて行動や認知を修正し、問題の解決を図っていくもの。
- 2 「リラブス・プリベンション」
再発（性犯罪のじゃっ起）は突発的に起こるものではなく、再発に至る日常の小さなつまづき（子どもとの性的関係を空想する、学校・公園といった子どもの集まる場所へ接近するなど）が積み重なった結果として起こるのであり、それらの小さなつまづきを本人自身で防ぐことが再発防止につながるという理論、及びそれに基づく介入方法。

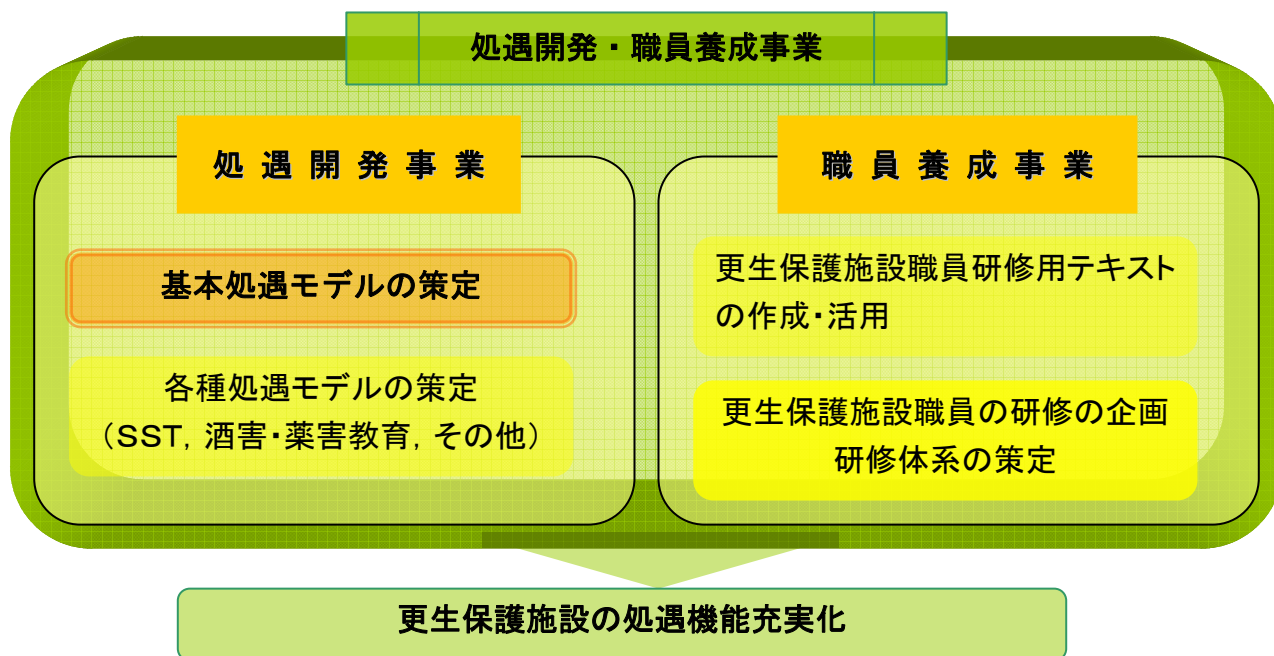
更生保護施設における基本処遇モデルの策定

○ 基本処遇モデルの策定

「基本処遇モデル」の策定は、更生保護施設の処遇機能の充実化のために平成15年度から3か年計画で実施されている「処遇開発・職員養成事業」の1つとして位置付けており、各施設に共通する処遇方法の基本についてモデルを策定し、全国の更生保護施設の処遇内容の底上げを図っていくことを目的とする事業である。今後は、各更生保護施設における研究の報告をもとに、本年度末までに基本的な処遇方法のモデルを冊子として取りまとめることともに、これを普及させることを計画している。

○ 基本処遇モデルの活用方法

- ・ 日常業務を行う際、施設職員の執務補助の「ツール」として活用する。
- ・ 研修時の「教材」として活用する。
- ・ 更生保護施設の処遇レベルを客観的に把握する際の「スケール」として活用する。



* 「処遇開発・職員養成事業」

「処遇開発・職員養成事業」とは、平成12年度から3か年計画で実施してきた「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画(通称「トータルプラン」)」の成果を受けて、更生保護施設の処遇をさら充実化させるために、官民協働で取り組んでいる事業である。

更生保護施設における酒害・薬害教育プログラムの策定

処 遇 プ ロ グ ラ ム 準 備

処遇体制の整備

- 関係図書や教材の整備
- 関係機関との事前連携



被保護者への動機づけ

- 問題意識の涵養
- 効果的な環境調整又は面接



入 所

処 遇 プ ロ グ ラ ム 実 施

効果的な処遇プログラム

- 関係機関と連携を取りながら実施（外部講師による講義等）
- 職員が実施（視聴覚教育等）



処 遇 プ ロ グ ラ ム 終 了

退所準備

- 退所時の指導
- 「つなぐ」ための連携方法



退 所

保護司適任者の確保に向けた施策の推進

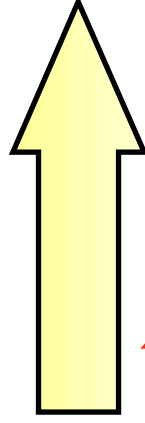
～ 保護司適任者確保の問題点 ～

(1) 保護司活動に対する不十分な理解

- ・ 具体的な職務内容について知られていない。
- ・ 対象者の人権等に配慮し、保護司であること
を秘密にしている人が多い。
- ・ 国の刑事司法の一環であるため、市町村等との
関係が薄い。

(2) 社会情勢の変化

- ・ 地域社会の連帯感の希薄化
- ・ 退職後のライフスタイル・経済的事項の変化
- ・ 職業構成の変化



～ 対策 ～

(1) 保護司リクルートパンフレットを活用し、
保護司活動に対する理解と社会的認知を
高める。

(2) 保護観察所の職員が、関係機関・団体と
密接に連携し、保護司適任者確保に関して
協力する。

(参考) 法務省における再犯防止のための緊急的対策以後、既に実施された対策について

1 所在不明調査の充実

(1) 地方更生保護委員会における調査の充実

所在不明後の迅速かつ充実した調査と情報の収集を行うため、本人が矯正施設在所中の段階から、面接や関係記録の精査等により、仮出獄後所在不明となった場合に本人が立ち回る可能性のある場所をあらかじめ調査し、必要な情報を保護観察所に通知することとしたもの。

(2) 保護観察所における本人への指導強化、引受人への協力依頼の徹底

本人に対し、保護観察中は常に自己の所在を明らかにしておく必要があることについて指導を徹底し、また、引受人に対しても、本人の所在が把握できなくなった場合には、直ちに保護観察官又は保護司に連絡をするよう協力を求めることとしたもの。

また、仮出獄中の者が所在不明になった場合には、保護観察所の長は直ちに所在調査を開始するとともに、速やかに関係人に対する事情の聴取、関係機関への照会、協力要請等を行い、調査の徹底を図ることとしたもの。また、その際の人定に資するため、仮出獄した者の顔写真を撮影することとしたもの。

さらには、仮出獄中の者以外の保護観察対象者で所在不明となった者についても、迅速かつ充実した所在調査に努めることとしたもの。

2 子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る仮出獄者等に関する情報の警察への提供

被害者が13歳未満である暴力的性犯罪等（強制わいせつ、強姦、強盗強姦等）により懲役刑を受けた仮出獄者及び更生緊急保護申出者を対象とし、その者の再犯防止等を図るため、転居や所在不明等の所在情報について、警察へ情報提供を行うこととしたもの。本年6月1日から実施。

3 保護観察付執行猶予者に対する保護観察の充実

(1) 処遇上の参考事項についての検察庁からの通知

保護観察付執行猶予判決を受けた者の保護観察の充実や再犯防止等を図るため、捜査及び公判の過程で判明した、その者の性格、生活歴、精神疾患や薬物等使用癖の有無、再犯のおそれ等保護観察を行う上で参考となる事項について、判決確定時に検察庁から情報提供を受けることとしたもの。本年9月1日から実施。

(2) 刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写の協力

保護観察付執行猶予者に対する保護観察を円滑に実施するため、その者に係る刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写等について、検察官から可能な限りの協力を得られることとしたもの。本年9月1日から実施。